

4節 既存天井の撤去及び下地補修

6.4.1
一般事項

この節は、既存天井を改修する場合に適用する。

6.4.2
工法

- (1) 既存の天井の撤去は、次による。
- (ア) 下地材、下地張りボード等を残し、仕上材を撤去する場合は設備器具等に損傷を与えないよう行う。また、必要に応じて、集じん装置付き機器を使用する。
- なお、既存の下地材（下地張りボードを含む。）に新規に仕上材等を設ける場合は、監督職員と協議のうえ、下地の不陸調整を行う。
- (イ) 下地材等を含め撤去する場合は、床及びその天井に取り合う壁に損傷を与えないよう養生を行う。
- (ウ) 既存天井を撤去中に、石綿含有吹付け材が発見された場合は、直ちに監督職員と協議する。
- (2) 照明器具等の割付けが既存の設置箇所と異なる場合は、次による。
- (ア) 既存開口は、周りの下地に合わせて補強したうえで、開口補強を行う。
- (イ) 新設の照明器具等の開口のために、野縁又は野縁受を切断する場合は、同材で補強する。
- (ウ) 人が出入りできる天井点検口等の開口部は、野縁受と同材の取付け用補強材を設けて補強する。